農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和5年9月 山都町

~ 目 次 ~

第 1	崖	農業経営基盤の強化の促進に関する目標 ・・・・・・・・・・・ 1
	1	山都町農業の基本方向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・1
	2	山都町農業構造の現状と見通し ・・・・・・・・・・・・・・3
	3	山都町農業の経営指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	4	農業経営の拡大に向けた支援措置 ・・・・・・・・・・・・・・・4
	5	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標・・・・・7
第 2	崖	農業経営の規模、生産方式、維持管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類
		型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 ・・・・・・・・8
第3	븚	農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事
	IJ	
第4	交	別率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標そ
		他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項・・・・・・・・・・・・・29
第 5		業経営基盤強化促進事業に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・ 3 1
210	1	第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区
		域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項・・・・・32
	2	利用権設定等促進事業に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・32
	3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その
		他農用地利用改善事業実施の基準に関する事項・・・・・・・・・38
	4	農業協同組合及び森林組合が行う農作業委託のあっせん促進その他の委託を受け
		て行う農作業の実施の促進に関する事項 ・・・・・・・・・・41
	5	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事
		項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
	6	施設型農業の育成に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・ 42
	7	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項 ・・・・・42
	8	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項・・・・43
第6	Ž	その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
	別糸	氏1(第4の1の(1)⑥関係) ・・・・・・・・・・・・・・45
	別糸	氏2(第4の1(2)関係) ・・・・・・・・・・・・・・46

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 山都町農業の基本方向

平成17年2月11日、上益城郡矢部町、同清和村、阿蘇郡蘇陽町三町村の合併により誕生した山都町は、544.67k㎡の面積を有するため、下記に記述する旧三町村それぞれの地区の特徴をいかしつつ、今後、山都町が目指す農業の姿を、「環境保全型農業の確立による山都ブランドの創生と、たくましい農業、やさしい農業の推進」と定め、集落営農を基軸とした地域を守る営農体制の再整備、付加価値販売を目指した多様な販売事業の再構築、土づくりを基本とした環境保全型農業の仕組みづくりを基本戦略と位置付け、各農業施策を推進していくものとする。

また、町は「くまもとグリーン農業推進宣言の町」として有機農業を推進しており、SDG sに沿った取組みも通じて持続可能な農業・農村の実現を図る。

地域農家の高齢化に伴う労働力の確保や機械の更新、米価等土地利用型作物の価格低迷等、内外の環境変化等の課題が浮上している。こうした背景を受け、立地条件や基盤整備の遅れから農業生産条件が悪く、農地の持続的活用が困難な地域も見られる。今後は、限られた財源を効果的・効率的に投下し持続的な農業生産を可能にする一方、長期的な展望に立って豊かな環境を維持・再生する仕組みが必要である。

しかし、農業従事者の高齢化や担い手の減少が進展してきており、地域農業の発展・維持が懸念される中、認定農業者や地域営農組織の育成が重要な課題となっている。

このため、高収益の作目・作型を認定農業者中心とする担い手農家に導入して、地域と して産地化を図ることとする。また、耕種を中心に、経営規模の拡大を志向する農家と、 施設園芸等による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等におい てその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

農政の変革期にあり、農地の集約化・集団営農体制の整備を山都町全域で図ることにより、農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を基本として、農業振興地域整備計画に則し、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

さらに、農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当っての話合いの場に参加を呼びかける等、 女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

加えて、新たな地域農業の担い手確保・育成の観点から、農業参入を希望する個人や法

人については、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び地域担い手育成総合支援協議会等の関係機関、関係団体と連携して、情報提供・技術指導等を行うこととする。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営体の育成

関係機関・団体等と連携を図りながら、意欲ある農業者の認定農業者への誘導と期間 満了の認定農業者の着実な再認定を進めるため、経営改善計画の樹立支援を積極的に行 う。また、共同申請による女性認定農業者の拡大を図ると共に、家族経営協定の普及を 進める。

認定農業者に対しては、経営改善計画の目標達成に向け、専門家による助言・指導や 生産技術・経営等の指導を行う。併せて、各種補助事業や制度資金などによる支援を行う。

農業経営の法人化に当たっては、講習会などの啓発活動や個別指導を行うとともに、 専門家による指導・助言を行う。また、農業法人に対しては、先進地研修や課題解決に 向けた研修会、6次産業化などの経営の多角化・複合化の取組みを支援する。

(2) 地域営農組織等の育成について

地域の合意形成を基本に、地域営農組織の育成を推進するとともに、リーダー研修等を行ない、経営感覚に優れた経営者を育成する。

また、組織の経営力強化を図るとともに、地域の実態に応じた法人化を推進する。

【矢部地区】

熊本県の東南約40kmに位置し、標高300m~800mで恵まれた気象条件と変化に富んだ地形を生かして多彩な農業生産が展開され、特に、米を中心に高冷地野菜やお茶、 畜産などの高品質の農産物が生産されている。

しかし、担い手の高齢化や減少に加え、消費者ニーズの多様化、輸入農産物の急増などにより農作物価格が低迷しており、このような経営環境の変化に対応出来る経営感覚に優れた担い手を育成する必要がある。

今後は、地域の実態に応じた生産基盤の整備をはじめ、高品質・低コストによる売れる 農産物づくりを推進するとともに、土づくりを基本とした自然環境型農業を進める。

【蘇陽地区】

熊本県の東部、阿蘇郡に隣接する最東南部に位置したカルデラ丘陵から麓に広がりをみせる美しく豊かな自然を持った山間・高原地帯であり、標高は400~850mに位置している。このような農地条件を生かした高冷地野菜、米、ブルーベリー等の果樹栽培、畜産等を主体とした複合経営が主流であったが、今日では、若手農業後継者の中で、経営の柱に施設園芸の導入を図る農家も増えてきた。

今後は、特にこのような施設園芸において、高収益性の作物、作型を若手担い手農家中心に導入し、地区全体で産地化が図れる取り組みが求められる。

【清和地区】

熊本県東部に位置し、標高は500~800mの典型的な中山間高冷地である。その立地条件を生かして、水稲を中心として畜産・高冷地野菜・シイタケ・栗等の農業生産を展開してきたが、近年、経営の安定を図るため、ハウス施設等の導入が進んでいる。しかし、担い手の高齢化や減少に加え、輸入農産物の急増や景気の停滞などによる農産物価格の低迷など、多くの課題を抱えている。このため、認定農業者の育成や農業経営の法人化、集落等を単位とした農業生産の組織化等による多様な担い手の育成、家族経営協定の締結を通じた女性の経営参画、新規就農者の確保・育成、高齢者の活動促進、担い手への農用地利用集積を進める。また、地域の実態に応じた生産基盤の整備をはじめ、高品質・低コストによる売れる農産物づくりを推進するとともに、土づくりを基本とした自然循環型農業を進める。

2 山都町農業構造の現状と見通し

町の農業は、稲作を中心に高冷地野菜、畜産等の複合経営が主体の農業地帯であり、安全でうまい米づくり、畜産、夏秋野菜を主軸とする経営の発展を基に、茶・栗・ブルーベリーなどの特産物の生産を積極的に展開し、需要の動向に応じた生産性の高い農業の実現を目指している。

しかしながら、農畜産物の輸入自由化、国の農業施策により米の生産調整や価格の低迷などから所得が減少し、兼業農家が増加しており、土地利用型農業を支える農家の担い手不足が顕著化している。

農地利用については、農家の高齢化・担い手の減少をはじめ、農地条件の悪さや基盤整備の立ち遅れ、オペレーターの不足、集落合意の希薄化等の要因により、集落営農を推進できる条件整備が出来ていない状況にある。

担い手や組織育成については、水稲を切り離し施設園芸等に専任したい農家が多いものの、逆にオペレーターとして地域に期待される傾向にある。不安定な経営内容や労働力の不足といった課題から、後継者の確保が困難な農家も見られる。女性グループは存在するものの、活動するための場や仕組みが少ない状況にある。また、高齢化が進展する中にあって、高齢者がいきがいを持って取組める持続的な仕組みができていない状況にある。

作物振興面においては、県内でも希少性の高い高原野菜の産地であり、また味覚に優れた米どころであるが、市況の影響を受け農産物価格は低迷する傾向にある点があげられる。また、茶・ブルーベリー・栗等の産地化を目指しているが、栗については、産地間競争の激化等により衰退気味である。施設型農業については、一定の所得を確保しているものの、労働時間が過多であるだけでなく、作業姿勢などの環境面でも労働過重となっている。

さらに、有機や循環型の取り組みにより付加価値化を図る農家意向が強いものの、土づくりに必要な堆肥が不足しており、これを安定的・自給的に確保する仕組みがない状況に

ある。

流通・販売面では、系統外流通が進展する一方、小規模ロットに対応した農業協同組合の販売力は低下傾向にある。

したがって、全町の農業者が自ら価格を付け換金できる直売事業の強化が必要とされている。

ほかにも、熊本県が推進目指している「2050年熊本県内 CO_2 排出実質ゼロ」、農林水産省の「みどりの食料システム戦略」への対応も進める必要がある。

3 山都町農業の経営指標

町は、地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、山都町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得(主たる従事者一人当たり概ね310万円以上)、年間労働時間(農業従事者1人当たり2,000時間程度)の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造の確立をめざす。

4 農業経営の拡大に向けた支援措置

以上の目標を踏まえ、山都町は、将来の本町農業を担う若い農業経営者の意向その他の 農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の 振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農 業経営の発展をめざすに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置 を総合的に実施する。

なお、山都町の農業振興策として、農地の有効活用、担い手・組織の育成、作物の振興、 及び付加価値販売の観点から、以下の支援方針を定めている。

- ■全ての農地を一律的に維持・保全するのではなく、守るべき農地を明らかにして、集落 営農の推進や受託組織の設立等により、農業施策をここに重点的に投下することを基本 方針とする。反面、条件不利地については、自治振興区単位での保全活動や農外利用と しての環境対策を講じる中で、町全体の環境を守る保全地として位置づけ、活用するこ とを基本方針とする。
- ■農家階層ごとに、モデルとなる経営類型を定め、実状に応じた育成支援策を講じることを基本方針とする。特に、地域農業の担い手を、認定農業者、協業営農法人、集落営農(特定農業法人)、直売・加工組織、集落組織の5つに定め、山都町全体の分業体制を構築する。

- ■高原立地等地域の優位性の発揮、山都ブランドの創生、有機・特別栽培の推進に向けて、 農業協同組合・熊本県県央広域本部上益城地域振興局農業普及・振興課等関係機関との 連携のもと、作物別の振興策を講じていく。
- ■町では2つの農業協同組合が存在し、統一的な販売が困難な点があるため、販売面でも 行政が主体的な働きかけを行い、地域農家を力強く牽引し、地域産品の有利販売やブランド化を促進していく。

その上で、農業経営の拡大に向けて、具体的には以下の支援策を講じる。

- ○町は、農業協同組合、熊本県県央広域本部上益城地域振興局農業普及・振興課等関係機関が十分なる相互の連携の下で、濃密な指導を行うための体制を編成すること等により、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の濃密指導体制が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。
- ○次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、施設型農業については、 低コスト・高品質生産と調和を図りながら、機械化・省力化技術の導入、作業環境の改 善、ピーク時期の作業の外部委託化などにより、労働時間の短縮、労働強度の軽減など、 就業条件の改善を進めるとともに、経営管理の合理化や雇用労働をめぐる問題などへの 適切な対処を行う。土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対して は、農業委員会を核とした農地バンクを一層活発化し、農地利用最適化推進委員による 掘り起こし活動を強化して、農地の出し手受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を 適切に結びつけて利用権設定等を進める。また、これらの農地の流動化に関しては、優 良な集団的土地利用を範としつつ、このような土地利用調整を全町的に展開して集団 化・連担化した条件で担い手農業者に農用地が利用集積されるよう努める。更に、この ような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業委託による実質的な作業単位の拡 大を促進することとし、農作業受託部会と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受 委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、 併せて集約的な経営展開を助長するため、熊本県県央広域本部上益城地域振興局農業普 及・振興課の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目 の導入を推進する。
- ○生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。山都町は中山間地域であり農地の一体的管理を行う

主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人 化を進めて特定農業法人化を図る。

- ○なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、 土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、地域コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他サラリーマン農家等にも農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)、その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。また、地域での話し合いを進めるに当っては、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体(以下「認定農業者」という。)の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにする。
- ○更に、地域の面的な広がりを対象とした事業の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。
- 町は、農業委員会、農業協同組合、畜産農業協同組合、農業共済組合等の担当職員で構成する指導チームを設置し、熊本県県央広域本部上益城地域振興局農業普及・振興課の協力を受けて、農業経営改善計画の認定を受けた農業者若しくは組織経営体又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を行う。なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

町の令和4年の新規就農者は10人であり、過去5年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、従来からの基幹産業である水稲、夏秋野菜の産地としての生産量の維持拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

熊本県「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に掲げられた雇用就農者を含む新規就農者の年間確保目標600人を踏まえ、町においては年間10人の当該青年等確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で5増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標 山都町及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労 働時間(主たる従事者1人あたり2,000時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営 開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(すなわち主たる従事者1人あ たりの年間所得250万円程度)を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた山都町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については熊本県や農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態 様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の 指標

町は、上益城地域担い手育成支援協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や、経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支所単位の研修会の開催などを、熊本県県央広域本部上益城地域振興局農業普及・振興課の協力をうけつつ行う。再認定時における経営改善計画の見直しを徹底し、農業生産の重要な担い手でもある女性農業者については、農業改善計画の共同申請の推進や、集落営農の組織化・法人化に当たっての協議の場に女性の参加を呼びかける等、女性認定農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

農地賃借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進し、既存施設園芸の作型、品種の改良による高収益化や新規作目の導入を推進する。更にオペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより、地域及び営農の実態に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては、法人形態への誘導を図る。

効率的かつ安定的な農業経営と、小規模な兼業農家、高齢農家、土地持ち非農家等との間で、補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化を図る。本町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な経営類型についてこれを示すと次のとおりである。

指標の策定に当たっては、次の事例を前提とする。

①個別経営体

ア 家族経営

農業経営の現状と他産業の所得や労働時間を踏まえ、将来目標とすべきモデル的な 家族経営の経営パターン。

- (ア) 自家労力 1経営体あたり経営者を含めて従事者2~3人
- (イ) 雇用労働力 ゆとりある経営を実現するために雇用を積極的に導入

イ 法人経営

家族経営の目標とすべき経営水準に達した経営体の次のステップとして規模拡大や 経営の高度化による法人化の経営パターン。

【矢部地区】

[家族経営]

l家族経過	킼]			
営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
キュウリ	〈作付面積等〉	・土づくりの徹底	・複式簿記記帳	・家族経営協定
+水稲	キュウリ 60a	・連作障害の回避	の実施により	の締結に基づ
	水稲 200a	・減農薬を主体に推進	経営と家計の	く給料制、休
			分離を図る	日制の導入
	〈経営面積〉	〈資本装備〉	・青色申告の実	・春秋の農繁期
	260a	管理機	施	における臨時
		単棟ハウス	・流通改善によ	雇用従事者の
キャベツ	〈作付面積等〉	機械化体系による大規	る産地形成	確保
+水稲	キャベツ 400a	模経営		・農作業環境の
	水稲 150a	・機械化による省力化		快適化
	/◊▽▽ º\- → * ₹ */	・施設の整備近代化に		
	〈経営面積〉	よる経営規模の拡大		
	550a	・土づくりによる収		
		量、品質安定徹底 ・平坦地高冷地のリレ		
		・ 平坦地高行地のリレ 一栽培		
		 〈資本装備〉		
		管理機		
		育苗ハウス		
		プランター		
		堆肥舎		
		ブームスプレーヤー		
		プロントローダー		
		収穫機		
		大型トラクター		
ピーマン	〈作付面積等〉	・土づくりの徹底		
+水稲	ピーマン 30a	・連作障害の回避		
	水稲 200a	・減農薬を主体に推進		
	/奴労売待\			
	〈経営面積〉 230a	〈資本装備〉 単棟ハウス		
		電動噴霧器		
トマト	〈作付面積等〉	・完熟堆肥の増肥	• 複式簿記記帳	•家族経営協定
+水稲	トマト 40a	・育苗、定植の共同化、	の実施により	の締結に基づ
. 4 - HH	水稲 160a	優良品種の選定	経営と家計の	く給料制、休
	,,,,,		分離を図る	日制の導入
	〈経営面積〉	〈資本装備〉	・青色申告の実	・春秋の農繁期
	200a	単棟ハウス	施	における臨時
		灌水施設		

イチゴ	〈作付面積等〉	· 基盤整備(灌水施設)		雇用従事者の
1 / 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(作的面積等/ イチゴ 20a	・花芽分化の促進		催用促爭有() 確保
1/10/116	水稲 160a	・作業の共同化		・農作業環境の
	/JVIII 100a	・土壌診断の実施		快適化
	 〈経営面積〉	工农的时心大幅		
	180a	 〈資本装備〉		
	1004	ビニールハウス		
		暖房施設、冷蔵施設		
		高設栽培		
花卉	〈作付面積等〉	・土づくりの徹底		
(カーネ	カーネーション 30a	・病害虫の防除		
ーショ	バラ 20a			
ン、バラ、	菊 70a	〈資本装備〉		
菊、トル	トルコキキョウ 60a	ビニールハウス		
コキキョ		管理機		
ウ)		動力噴霧機		
		灌水施設		
茶	〈作付面積等〉	・早中晩品種の組合せ		
+水稲	茶 450a	・防霜対策の整備		
	水稲 50a	・機械化による省力化		
	〈経営面積〉	〈資本装備〉		
	500a	防霜ファン		
		乗用型摘採機		
		乗用型防除機		
		荒茶加工施設		
繁殖牛	〈作付面積等〉	・受精卵移植の実施		
+水稲	水稲 200a	・粗飼料多給方式		
	飼料作 200a	・糞尿の適正処理		
	繁殖牛 25 頭	/ >/**		
	その他野菜 30a	〈資本装備〉		
	/	繁殖牛舎		
	〈経営面積〉	糞尿処理施設		
	430a			
水稲+	〈作付面積等〉	・ 作業農道の整備	· 複式簿記記帳	
果樹特産	水稲 150a	・園地の団地化	の実施により	の締結に基づ
>1<161 14 /T	栗 150a	・病害虫の駆除の徹底	経営と家計の	く給料制、休
	ルず 100a	THE THE PARTY IN T	分離を図る	日制の導入
	筍 100a	〈資本装備〉	・ 青色申告の実	春秋の農繁期
		動力噴霧機	施	における臨時
	〈経営面積〉		·· <u>-</u>	雇用従事者の
	500a			確保
				・農作業環境の
				快適化
	i .	i .	i .	i i i i i i i i i i i i i i i i i i i

[<u>法人</u>経営]

営農	経営規模	生産方式	経営管理の	農業従事の	
類型			方法	態様等	
特種ブロ	〈経営規模等〉	〈資本装備〉	・パソコン記帳	・労働基準法及	
イラー	160,000 羽	冷凍庫	・計算表、損益	び休日制の導	
	$456,000{ m Kg}$	冷蔵庫	計算書作成	入	
		加工場			
茶	〈経営規模等〉	〈資本装備〉	・経営体の体質	・定休日の確保	
	15ha	乗用型摘採機1台	強化のため、		
		乗用型防除機1台	自己資本の充		
		防霜ファン	実を図る。		
		スプリンクラー			
		製茶機械			
加工販売	〈経営規模等〉	〈資本装備〉	・パソコン記帳	・休日制の導入	
	柚子 500a	加工場			
	梅 300a	冷凍・冷蔵庫			
	栗 100a				
	野菜 (唐辛子)				
	30a				
	筍 100a				
	計 1,030a				

【蘇陽地区】

[家族経営]

L系族栓罩	즉]			
営農	経営規模	生産方式	経営管理の	農業従事の
類型 露地野菜	〈作付面積〉		方法 複式簿記記帳の	態様等 家族経営協定の
路地野米	大根 600a	〈貝本表畑/ トラクター		家族程呂協足の 締結に基づく
	(キャベツ 600a)	トラック トラック		神船に塞りて 休日制の導入
	(4 7 · \) 000a)	1 / 2 / 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1	と家町との万幡 を図る	裕日間の導入 給料制の導入
		新原 播種機	経営管理の合理	労働環境の快適
		洗浄機	化を図るため情	化のための農作
			報処理機器(パソ	業環境の改善
		〈その他〉	コン)の導入。	農繁期の臨時雇
		優良品種の導入	青色申告の実施	用の確保
		完熟堆肥の施用による		労災保険への加
		土づくり		入
水稲	〈作付面積〉	〈資本装備〉	複式簿記記帳の	家族経営協定の
+果樹	水稲 350a	トラクター	実施により経営	締結に基づく
	栗 600a	田植機	と家計との分離	休日制の導入
	ブルーベリー100a	コンバイン(4 条)	を図る	給料制の導入
		トラック	経営管理の合理	労働環境の快適
		動噴	化を図るため情	化のための農作
		草刈機	報処理機器(パソ	業環境の改善
			コン)の導入。	農繁期の臨時雇
		〈その他〉	青色申告の実施	用の確保
		優良品種の導入		労災保険への加
		完熟堆肥の施用による		入
ゴ ーノニ	/全工关 **/-/	土づくり	岩子然もつまる	ウザタツやウク
ブロイラ	〈飼養数〉 1回当たり	〈資本装備〉 鶏舎	複式簿記記帳の実施により経営	家族経営協定の締結に基づく
	1回当たり 50,000 羽×4回	^病 古 トラクター		一 柿稲に基づく - 休日制の導入
		ドラック 飼料タンク	こ	
		自動給餌施設	径図の 径図の 経営管理の合理	労働環境の快適
		汚水処理施設	化を図るため情	化のための農作
		除糞設備	報処理機器(パソ	業環境の改善
		NA NIII	コン)の導入。	農繁期の臨時雇
			青色申告の実施	用の確保
				労災保険への加
				入
酪農	〈飼育頭数〉	〈資本装備〉	複式簿記記帳の	家族経営協定の
	40 頭	搾乳牛	実施により経営	締結に基づく
		パーラー	と家計との分離	休日制の導入
		堆肥舎	を図る	給料制の導入
		トラクター	経営管理の合理	労働環境の快適
		飼料生産機械一式	化を図るため情	化のための農作

水稲 +茶	〈作付面積〉 水稲 200a 茶 350a	〈資本装備〉 トラクター(30PS) 田植機 コンバイン トラック 茶刈機 茶乾燥処理施設	報処理機器(パソコン)の導入。 青色申告の実施 複式簿記帳の実施によりの分離を 実施によりの分離を を図るでは、 を図を図の合めののでは、 を理したののでは、 を図を理した。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	業環境の改善 農繁期の臨時雇 用の臨時保 険への加入 家族経営がる 家結に基づる (休日制の導入 労働環境のの 発動環境のの と 大 大 大 大 の と 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
花卉 (グラ ジオラス) +水稲	《作付面積》 花卉 150a 水稲 200a	〈資本設備〉 トラクター(30PS) 田植機(6条) コンバイン トラック ハウス	複式簿記記帳の 実施により経営 と家計との分離 を図る 経営管理の合理 化を図るため情報処理機器(パソコン)の導入。 青色申告の実施	家族経営協定の 締結に基づく 休日制の導入 給料制の導入 労働環境の快適 化のための農作 業環期の臨時雇 農繁期の臨時雇 用の確保 労災保険への加 入
繁殖牛 +葉たばこ +水稲	《作付面積》 繁殖牛 10 頭 葉たばこ 130a 水稲 200a	〈資本装備〉 トラクター(30PS) 田植機(6条) コンバイン トラック 乾燥施設(パイプハウス) 管理機	複式簿記記帳の 実施によの分を図る 経営管理の合め 経営で図るたい。 を図を図している。 をの。 をの。 をの。 をの。 をの。 をの。 をの。 をの。 をの。 をの	家族経営協定の 締結に基づく 休日制の導入 労働環境の快適 化のででのと ででである。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
施設野菜+水稲	〈作付面積〉 イチゴ 30a (ミニトマト 30a) (ピーマン 30a) 水稲 350a	〈資本設備〉 トラクター(30PS) 田植機 ビニールハウス 動噴	複式簿記記帳の 実施により経営 と家計との分離 を図る 経営管理の合理	家族経営協定の 締結に基づく 休日制の導入 給料制の導入 労働環境の快適

		コンバイン	化を図るため情報処理機器(パソコン)の導入。 青色申告の実施	化のための農作 業環境の改善 農繁期の臨時雇 用の確保 労災保険への加 入
露地野菜+繁殖牛	〈作付面積〉 キャベツ 500a (大根 500a) (ゴボウ 150a) 繁殖牛 10 頭	〈資本装備〉 トラクター(30PS) 播種機 トラック 牛舎 動噴 洗除機	複式簿記記帳の 実施によの分を図る を図る 経営管理の合めの 経営で図るための 報処理機器(パコン)の 青色申告の実施	家族経営協定の 締結に基導入 給料制の導入 労働環境の映 他のた 環境の改善 農繁期の で 機 の で の で の で の の き の き の き の き の き の き の

[<u>法人</u>経営]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
生椎茸	〈作付面積〉 ハウス 13 棟 ほた木 8 万本 生産量 104 t	〈資本整備〉 トラック 2 t 2 台 フォークリスト 1 台 穴あけ機 3 台 包装器 1 台	・経営管理の合理化を図るための情報管理機器の導入・経営の体質強	家族経営協定の 締結に基づく 休日制の導入 給料制の導入 労働環境の快適
		ほた木回転台 10 台 成形加工機 1 基 ミスト 1 式 潅水 1 式 冷蔵庫 1 式 (その他) ・ 省力化低コストの 推進 ・ 機械体系の確立	化のための自 己資本の充実 ・税理士等によ る経営と家計 の分離を図る	化のための農作 業環境の改善 農繁期の臨時雇 用の確保 労災保険への加 入

【清和地区】

[家族経営]

	- H J			
営農	経営規模	生産方式	経営管理の	農業従事の
類型 トマト+	〈作付面積等〉	有機質、完熟堆肥の増	方法 方法	態様等 家族経営協定の
水稲	(TFN) 囲傾寺/ トマト 40a	有機員、元熱堆配の増 施により土作りの徹底	後式溥むにより 経営と家計費と	家族経営協定の 締結に基づく給
/八川目	水稲 150a	病害虫防除はポイント	の分離を計る。	料制、休日制の導
	7, THE 1000	を押さえ減農薬を主体		人
	〈経営面積〉	に推進する	青色申告の実施	
	190a	共同育苗の推進		農繁期における
		接ぎ木の推進		臨時雇用従事者
				の確保
		〈資本装備〉		W /// /D I/\ khr
		単棟ハウス		労災保険等への
ピーマン	/佐丹孟建炫\	灌水施設を対策の増		加入
Eーマン +里芋	〈作付面積等〉 ピーマン 60a	有機質、完熟堆肥の増 施により土作りの徹底		労働環境の快適
- <u>-</u> - 土丁 +水稲	里芋 50a	病害虫防除はポイント		化のための農作
- 7 4 • ∏H	水稲 140a	を押さえ減農薬を主体		業環境の改善
		に推進する		
	〈経営面積〉			
	250a	〈資本装備〉		
		単棟ハウス		
		動力噴霧器		
		管理機 植え付け作業機械化		
キャベツ	〈作付面積等〉	有機質、完熟堆肥の増		
(大根)	キャベツ 500a	施により土作りの徹底		
+水稲	(大根 500a)	病害虫防除はポイント		
	水稲 140a	を押さえ減農薬を主体		
	 〈経営面積〉	に推進する、共同育苗 の推進		
	640a	▼ 2.1円/円		
		〈資本装備〉		
		定植機		
		管理機		
タバコ	〈作付面積等〉	受精卵移植の推進		
+肉用牛	水稲 200a	繁殖牛は粗飼料多給		
(繁殖)	タバコ 80a	糞尿の適正処理		
+水稲	肉用牛 10 頭	/次十壮/世\		
	飼料畑 100a	〈資本装備〉 繁殖牛舎 育成牛舎		
	 〈経営面積〉	紫旭十音		
	380a	完熟堆肥の生産		
		/ - / M P/	l	Į.

酪農	/炸丹玉锤坯\	牛群検定
	〈作付面積等〉	
+水稲	水稲 150a	受精卵移植の実施
	酪農 30 頭	暑熱対策設備の設置
	飼料畑 300a	糞尿の適正処理
	〈経営面積〉	〈資本装備〉
	450a	飼料生産調整施設
		糞尿処理施設により
		完熟堆肥の生産
		大型トラクター
水稲	〈作付面積等〉	〈資本装備〉
+花卉	水稲 170a	
(トルコ	トルコギキョウ 40a	動力噴霧器
ギキョウ	パンジー 30a	灌水施設
等)	〈経営面積〉	蒸気薬剤による土壌消
	水稲+トルコ 210a	毒、土壌分析、診断に
	水稲+パンジー200a	よる施肥設計
水稲	〈作付面積等〉	人工授精による経営省
+果樹	水稲 150a	力化、無袋栽培により
	なし 120a	省力化、施設栽培によ
	栗 100a	り労力分配
	* 100a	めのの別に 格納作業舎、ポンプ小
	〈経営面積〉	屋、貯水槽、混合槽、
	370a	無袋、吊り棚、灌水施
		設、防鳥ネット、トレ
		ンチャー、スピードス
		プレーヤー、揚水ポン
		プ外、いがむき機
肥育	〈作付面積等〉	パソコンによる経営管
	肥育牛 300 頭	理、糞尿の適正処理
		前期粗飼料多給
		高エネルギー肥育方式
		 〈資本装備〉
		黄本表端/ 糞尿処理施設により完
		異体処理地設により元 熟堆肥の生産
松竹草	//h-/	
採卵鶏	〈作付面積等〉	環境改善による抗生物
+水稲	成鶏 17,000 羽	質の使用軽減と衛生対
	水稲 100a	策、鶏糞処理室、ケー
		ジ、自動給餌機、集卵
		機糞乾燥処理施設外

椎茸	〈作付面積等〉	生出荷による周年栽培
+トマト	椎茸 30,000 本	の推進原木消毒の徹底
+水稲	トマト 20a	ほ場環境の整備
	水稲 170a	
	〈経営面積〉	
	190a	
水稲	〈作付面積等〉	有機農業・低農薬農業
+小物野菜	水稲 150a	の展開、産直店・生協
(ホウレン	小物野菜 80a	向け安定供給
草、にら、		自然薬の試用
ネギ)	〈経営面積〉	
	230a	〈資本装備〉
		単棟ハウス

[法人経営]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
施設園芸	《作付面積等》 小物野菜 (葉物) 120a 《経営面積》 120a	・機械化による高品質・大規模経営及び省力化 ・高性能管理機器導入による作業の効率化 〈資本装備〉 耐候性ハウス、加温機温推ボイラー、冷水機高温殺菌機	・簿記記帳等の活 用による経営の 自己分析能力の 向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化 のための自己資 本の充実	・休日制の導入 ・労災保険・社会 保険等への加入 ・労働環境の快適 化のための農作 業環境の改善 ・雇用労働の導入

【山都町】

〔法人経営〕

	,			
営農	経営規模	生産方式	経営管理の	農業従事の
類型		工座刀具	方法	態様等
水 稲 +	(経営規模等)	・地域営農組織による	・簿記記帳等の活用	・休日制の導入
' '	15ha	共同機械化	による経営の自己	・労災保険・社
施設野菜		・大規模経営及び省力	分析能力の向上	会保険等への加
+加工品		化	・経営の体質強化の	入
			ための自己資本の	・労働環境の快
		(資本装備)	充実	適化のための農
		連棟ハウス、共同機械		作業環境の改善
		ボイラー、加工施設		・雇用労働の導
		ホイブー、加工施設		入

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする 青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に山都町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、山都町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

【矢部地区】

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
類型 キュイ キュイ キャギ キ サ キ サ オ カ イ カ イ カ イ カ イ カ イ カ イ カ り カ り カ り カ り	〈作付面積等〉 キュウリ 30a 水稲 100a 〈経営面積〉 130a 〈作付面積等〉 キャベツ 200a 里芋 50a 水稲 100a 〈経営面積〉 350a	・・・・ 〈管単様のというとことを表して、	カ海海に で で で で で の 経 の 経 の の の の の の の の の の の の の	・ のく日春に雇確農物 家のく日春に雇確農機 をおりいかが、 ・ のく日春に雇確と ・ ででは、 ・ でででは、 ・ ででででは、 ・ でででは、 ・ でででは、 ・ でででは、 ・ でででは、 ・ でででは、 ・ でででは、 ・ でででは、 ・ でででででは、 ・ ででででででででできる。 ででででででできる。 でででででででできる。 ででででででできる。 ででででできる。 ででででででででできる。 ででででででででできる。 ででででででででででででできる。 ででででででででででででできる。 でででででででででできる。 ででででででででできる。 でででででででできる。 ででででででででででででででできる。 ででででででででできる。 ででででででででできる。 ででででででででででででででででできる。 ででででででででできる。 でででででででででででででででででででででででででででででででででででで

ピーマン (露地) ピーマン (雨よけ) +水稲	《作付面積等》 ピーマン 10a (露地) ピーマン 10a (雨よけ) 水稲 100a 〈経営面積〉 120a	・土づくりの徹底 ・連作障害の回避 ・減農薬を主体に推進 〈資本装備〉 管理機 単棟ハウス 電動噴霧器	
トマト	〈作付面積等〉 トマト 20a 〈経営面積〉 20a	 ・有機質、完熟堆肥の 増施による土づくり の徹底 ・ポイントを押さえた 病害虫防除 ・減農薬を主体に推進 〈資本装備〉 単棟ハウス 灌水施設 	
ミニトマト	〈作付面積等〉 ミニトマト 20a 〈経営面積〉 20a	 ・有機質、完熟堆肥の 増施による土づくり の徹底 ・ポイントを押さえた 病害虫防除 ・減農薬を主体に推進 〈資本装備〉 単棟ハウス 灌水施設 	
イチゴ	〈作付面積等〉 イチゴ 15a 〈経営面積〉 15a	・花芽分化の促進 ・作業の共同化 ・土壌診断の実施 〈資本装備〉 単棟ハウス 灌水施設 高設栽培施設 暖房施設 冷蔵施設	

イチゴ+ キュウリ (露地)	〈作付面積等〉 イチゴ 10a キュウリ 20a (露地) 〈経営面積〉 30a	・花芽分化の促進 ・作業の共同化 ・土壌診断の実施 ・土づくり ・連作障害の回避 ・減農薬を主体に推進	
		〈資本装備〉 単棟ハウス 灌水施設 高設栽培施設 暖房施設 冷蔵施設	
茶 +露地野菜 +水稲	〈作付面積等〉 茶 200a 露地野菜 10a 水稲 50a	・早中晩品種の組み合わせ・防霜対策の整備・機械化による省力化・土づくりの徹底	
	〈経営面積〉 260a	〈資本装備〉 防霜ファン 乗用型摘栽機 乗用型防除機 荒茶加工施設	
繁殖牛	〈作付面積等〉 繁殖牛 30 頭	・受精卵移植の実施 ・粗飼料多給方式 ・糞尿の適正処理	
		〈資本装備〉 繁殖牛舎 糞尿処理施設	

	1		
繁殖牛 +トマト	〈作付面積等〉 繁殖牛 15 頭 トマト 10a 〈経営面積〉 15 頭 10a	・受精卵移植の実施 ・粗飼料多給力式 ・粗飼料の適正処理 ・土づくりの徹底 ・減農薬を主体に推進 ・減農薬を主体に推進 く資本装備〉 繁殖牛舎 糞尿処中カス 灌水施設	
肥育一貫 +繁殖牛 +ピーマン (露地)	《作付面積等》 肥育 10 頭 繁殖牛 20 頭 ピーマン 20a 《経営面積》 10 頭 20 頭 20a	・受精卵移植の実施 ・粗飼料多給方式 ・糞尿の適正処理 ・土づくりの徹底 ・減農薬を主体に推進 〈資本装備〉 繁殖牛舎 糞尿処理施設 動力噴霧器	
水稲 +果樹 +筍	〈作付面積等〉 水稲 150a 果樹 150a 筍 100a 〈経営面積〉 400a	・土づくりの徹底 ・連作障害の回避 ・減農薬を主体に推進 ・病害虫駆除の徹底 〈資本装備〉 管理機 動力噴霧器	
露地野菜+水稲	《作付面積等》 露地野菜 70a 水稲 100a 《経営面積》 170a	・土づくりの徹底 ・連作障害の回避 ・減農薬を主体に推進 〈資本装備〉 管理機 動力噴霧器	

【蘇陽地区】

【穌陽地	也还】			
営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
ダイコン+ キャベツ (露地)	〈作付面積等〉 ダイコン 300a キャベツ 300a 〈経営面積〉 600a	・土づくりの徹底 ・連作障害の回避 ・減農薬を主体に推進 〈資本装備〉 管理機 定植機	・複式簿記記帳 の実と家計の 分離を図る ・青色申告の実 ・流通地形成	・家族経営協定 の結料制ののけい を制めのけい ・春はおり ・春はおり ・春はおり ・春はおり ・春はおり ・春はおり ・春は、 ・春は、 ・春は、 ・春は、 ・春は、 ・春は、 ・春は、 ・春は、
水稲 +露地野菜 +栗 +ブルーベ リー	〈作付面積等〉 水稲 150a 露地野菜 20a 栗 200a ブルーベリー 30a 〈経営面積〉 400a	・土づくりの徹底 ・連作障害の回避 ・減農薬を主体に推進 ・病害虫駆除の徹底 〈資本装備〉 管理機 動力噴霧器		
水稲 +茶 +トマト	〈作付面積等〉 水稲 200a 茶 200a トマト 20a 〈経営面積〉 420a	・早中晩品種の組み合 わせ ・防霜対策の整備 ・機械化による省力化 ・土づくりの徹底 〈資本装備〉 防霜ファ 無用型防除機 荒茶加工施設 管理機 単棟ハウス		

花き +水稲 +果樹	〈作付面積等〉 花き 30a 水稲 100a 果樹 100a 〈経営面積〉 230a	・土づくりの徹底 ・連作障害の回避 ・減農薬を主体に推進 ・病害虫駆除の徹底 〈資本装備〉 管理機 動力噴霧器	
水稲 + 施設野菜	〈作付面積等〉 水稲 150a 施設野菜 30a (イチゴ、トマト ミニトマト ピーマン) 〈経営面積〉 180a	・土づくりの徹底 ・連作障害の回避 ・減農薬を主体に推進 〈資本装備〉 管理機 単棟ハウス 灌水施設	
繁殖牛 +露地野菜	《作付面積等》 繁殖牛 10 頭 露地野菜 300a (キャベツ、 ダイコン) 〈経営面積〉 10 頭 300a	・受精卵移植の実施 ・粗飼料多給方式 ・糞尿の適正処理 ・土づくりの徹底 ・減農薬を主体に推進 〈資本装備〉 繁殖牛舎 糞尿処理施設 単棟ハウス 灌水施設	

繁殖牛 +トマト	〈作付面積等〉 繁殖牛 10 頭 トマト 30a 〈経営面積〉 10 頭 30a	・受精卵移植の実施 ・粗飼料多給方式 ・糞尿の適正処理 ・土づくりの徹底 ・減農薬を主体に推進	
	50a	〈資本装備〉 繁殖牛舎 糞尿処理施設 単棟ハウス 灌水施設	

【清和地区】

【有和地				
営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
 	〈作付面積等〉 トマト 20a 〈経営面積〉 20a	・有機質、完熟堆肥の 増施による土づくり の徹底 ・ポイントを押さえた 病害虫防除 ・減農薬を主体に推進 〈資本装備〉 単棟ハウス 灌水施設	・複式簿記記帳 の実施により 経営と図る ・青色申告の実施 ・流通改善によ る産地形成	・家族経営協立 く給料の農 ・春秋の農 ・春秋は ・春秋は ・春秋は ・春秋は ・春秋は ・春の ・春は ・春の ・春の ・春の ・春の ・春の ・春の ・春の ・春の ・春の ・春の
ピーマン +里芋 +水稲	〈作付面積等〉 ピーマン 30a 里芋 30a 水稲 150a 〈経営面積〉 210a	・土づくりの徹底 ・連作障害の回避 ・減農薬を主体に推進 〈資本装備〉 管理機 動力噴霧器		
露地野菜+水稻	〈作付面積等〉 露地野菜 300a 水稲 140a 〈経営面積〉 340a	・土づくりの徹底 ・連作障害の回避 ・減農薬を主体に推進 〈資本装備〉 管理機 動力噴霧器		

酪農 +水稲	《作付面積等》 乳用牛 30 頭 水稲 150a 《経営面積》 30 頭 150a	・受精卵移植の実施 ・粗飼料多給方式 ・糞尿の適正処理 ・土づくりの徹底 ・減農薬を主体に推進 〈資本装備〉 繁殖牛舎 糞尿処理施設 管理機	
水稲 +なし +栗	〈作付面積等〉 水稲 150a なし 60a 栗 100a 〈経営面積〉 310a	・土づくりの徹底 ・連作障害の回避 ・減農薬を主体に推進 ・病害虫駆除の徹底 〈資本装備〉 管理機 動力噴霧器	
肥育牛	《作付面積等》 肥育牛 70 頭 《経営面積》 70 頭	・受精卵移植の実施 ・粗飼料多給方式 ・糞尿の適正処理 〈資本装備〉 繁殖牛舎 糞尿処理施設	

水稲 〈作付面積等〉 ・土づくりの徹底 +ベビーリ ーフ 水稲 150a ベリーリーフ 100a ・連作障害の回避 ・減農薬を主体に推進 〈資本装備〉 管理機 管理機 250a 管理機 単棟ハウス
ベリーリーフ ・減農薬を主体に推進 100a 〈資本装備〉〈経営面積〉 管理機
く

第3 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

町の農畜産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、山都町地域担い手育成総合支援協議会、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、山都町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、 他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に 定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施 等の支援を行う。

2 山都町が主体的に行う取組

町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、 山都地域担い手育成総合支援協議会、山の都地域しごとセンターや農業協同組合など関 係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支 援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要 となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

町は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ①山都町農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ②個々の集落(地域計画の作成区域)では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

町は、山都地域担い手育成総合支援協議会、農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、山都町の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう山の都仕事センター、山都地域担い手育成総合支援協議会、山都町農業委員会等の関係機関と連携して、

円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用 集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する 事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標

上記第 2 章に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める集積率の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める集積率の目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の 利用に占める集積率の目標	備考
集積率:48% 集積率の目標:集積率の目標については、農地中間管理事業を活用して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への集積率の割合が高まるように努める。	

¹ 目標年次は令和11年度とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

山都町の矢部地区では、恵まれた気象条件と変化に富んだ地形を生かして多彩な農業生産が展開され、特に、米を中心に高冷地野菜やお茶、畜産などを主体に土地を有効に利用した農業を展開し、認定農業者等を中心とした担い手への農地の利用集積を進めているが、担い手ごとの経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、更なる規模拡大が停滞している。また、担い手の高齢化や減少等により、耕作放棄地が増加し問題となっている。

蘇陽地区は、豊かな自然を持った山間・高原地帯であり、このような農地条件を生かした高冷地野菜、米、ブルーベリー等の果樹栽培、畜産等を主体とした複合経営が主流であったが、今日では、若手農業後継者の中で、農地の利用集積を図りつつ、経営の柱に施設園芸の導入を図る農家も増えてきた。今後、更に農地及び農業用施設の効率的な利用を図る必要がある。

清和地区では、典型的な中山間高冷地の立地条件を生かして、水稲を中心として畜産・ 高冷地野菜・シイタケ・栗等の農業生産を展開してきたが、近年、経営の安定を図るため、 ハウス施設等の導入が進んでいる。しかし、担い手の高齢化や減少が進む中で、後継者や 担い手に利用集積されない遊休化した農地が増加傾向にある。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

山都町では、今後10年で更に農業従事者の高齢化等が進み、このような農地所有者か

らの農地の貸付等の意向がますます強まることが予想され、受け手となる担い手への農地 の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化 等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援するこ とが必要である。

また、小規模兼業農家が多い地区では、将来の農地の引き受け手となる担い手がいないため、このまま推移すれば農地の荒廃化が進み、地域の環境悪化を招くことから、集落単位で将来に向けた話し合いを行い、地域全体で農地を保全・活用する方法を検討するなど、集落ぐるみの営農活動の構築が必要である。

ほかにも、実質化した「人・農地プラン」を活用し、今後、地域計画を策定していくが、 地域での中心経営体が農地利用を担い、農地の集約化を行っていくことを支援することが 重要である。

(3) 農地利用ビジョン実現に向けた取組み方針及び関係機関・団体との連携等

山都町の農地利用ビジョン実現を図るため、旧町村(矢部・清和・蘇陽地区)毎に計画 的に集落内の話し合い等を進め、合意形成を促すとともに、農地中間管理事業を活用して 担い手への農地利用集積を推進する。売買事業については、特例事業として運用する。

また、地域の実情に応じて、国・県の各種補助金を積極的に活用し、基盤整備等を含む 農地流動化施策を実施する。

このため、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積の加速を行う。また、放牧利用や、環境保全型農業等の取り組みを進める。

その他、以下の取り組みを進める。

○集落営農の推進

今後、山都町における農地の活用・保全主体は集落営農を機軸に考えていく必要がある。 そこで、モデル的な取組みからはじめ、山都型集落営農のいくつかのパターンを確立し、 段階的に全町での設立を目指す。

〇農畜一環型農地利活用施策の推進

現在の畜産振興上の課題は、粗飼料の確保であり、現在個々の農家が独自に調達しているが、高齢化が進んでおり困難を来たしている。そこで、転作農地に飼料用作物を導入し、飼料を生産・供給する専門組織をつくり、畜産農家に供給するというコントラクター制度を導入する。また、牛の放牧地としての活用も併せて検討する。

〇農地のランク付けと農作業受委託料基準の設定

農地条件等により生産コストが異なることは明らかであるが、現在の受委託料は、農地条件にかかわらず一律である。その結果、条件不利地の委託需要が高まる反面、作業を受託するケースは少なく、ミスマッチが生じることになる。そこで、農業委員会の受委託料の基準を踏まえ、農地条件によっていくつかの基準を設け(農道の整備状況、農地の形状、給排水条件等)、公的な受委託組織が受託する受委託料を農地条件によって異なる設定とし、守るべき農地を明確にする。

〇狭地直しなど簡易ほ場整備事業の導入

中山間総合整備事業等の段階的導入は今後も進める方針とする。その一方、区画整備・暗渠排水・客土等大規模なほ場整備については、農業経営に対する将来の見通しが不透明な状況下では、受益者負担・行政負担の観点から実現性に乏しいものと考えられる。そこで、建設業者等との連携のもと、交換分合の促進策の一環として、図面を引かずに実施できる狭地直しなど簡易ほ場整備等を町の事業として導入し、農地条件の改善に努める。

〇中山間地域等直接支払制度等を財源とした集落基盤整備事業の促進

現在、山都町では中山間地域等直接支払制度を財源として、各集落が主体的に農道整備等の集落基盤整備に取組んでいる。今後は、各集落への指導や支援策を強化し、集落活動のより一層の促進を図る。また、多面的機能支払制度も活用し地域の維持管理を行う。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

山都町は、熊本県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第<u>5</u>6 「効率的かつ安定的な農業経営<u>体</u>を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、山都町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取組む。

山都町は、農業経営基盤強化促進に関する事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の 基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- ② 利用権設定等促進事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ 施設型農業の育成に関する事項
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

- ア ほ場の未整備地区においては、今後小規模ほ場整備事業の実施を促進し、ほ場区画の 大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点 的に実施する。特に、換地と一体的な利用権の設定を推進し、当該地区の主体的な取り 組みによって、担い手農業者が中山間地の条件下で効率的な生産が行えるよう努める。
- イ ほ場整備の完了している地区においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、 農家の生産活動と農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手 不足の下で多発している耕作放棄地の解消に努める。

1 第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する 区域ごとに、当該区域における基幹作物である稲作、高冷地野菜の農繁期を除いて設定す ることとし、開催に当たっては、町の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他 の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図ること。参加者については、農業者、町、 農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土 地改良区、都道府県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地 の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこと。協議の場の参加者等から 協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農林振興課に設置すること。農業上の 利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われて いる区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上 で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが 困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を 図ること。また、地域計画の策定に当たって、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業 協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表 に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行わ れているか進捗管理を毎年実施すること。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

町内各地域の特性に即した営農類型における効率的かつ安定的な農業経営体の育成と地域全体の農業の発展が図られるよう、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特別事業の実施による農用地の利用権の設定等を行うとともに、認定農業者などへの農用地利用の集積を農作業受委託も含めた形で推進する。

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人(農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 (令和4年法律第56号)の第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法 (以下「旧法」という。)又は農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律229号)第2条第7項に規定する農地所有適格法人をいう。)が利用権の設定等を受け た後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところに よる。
 - ア 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するため の利用権の設定等を受ける場合、次の (ア) から (オ) までに掲げる要件のすべて (農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ) 及び (オ) に掲げる要件のすべて) を 備えること。
 - (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

- (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者(農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。)がいるものとする。
- (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記 (ア) から (エ) までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
- イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の 設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業をおこなうことができ ると認められること。
- ウ 農業用施設用地 (開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件)を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合、又は、農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において、農業協同組合、又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、法第7条に規定する特例事業及び農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構、又は独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 農地所有適格法人以外の法人等が賃借権又は使用賃借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
 - ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ 安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうちー 人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる こと。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地法第2条第3項第2号イからチに 掲げる者に限る。)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に 利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定に関わらず利用 権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受け た後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払い(持分の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体、農地中間管理機構を除く。)から旧法の「農業経営基盤強化促進法の基本要綱について」(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省構造改善局長通知。(改正令和4年4月1日付け3経営第3217号。(以下「旧基本要綱」という。)様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると 認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発 行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定時期

- ① 町は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める(附則第2条によりみなされる場合は不要)。
- ② 町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため 必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用

権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、 当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権 の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の設定(又は 移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 山都町農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、 農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組 んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき 旨を申し出ることができる。
- ④ ②、③に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定した農用地利用集積計画の定めるところにより設定等された利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 町は、(5)の②、③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合、土地改良 区等からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画 を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、町は、 農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するよう

にする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在地、番地、地目及び面積
- ③ ①に規定するものに②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払の方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては、農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が農地所有適格法人以外の法人等である場合には、次に掲げる事項
 - ア 貸し付けられた農用地が適正に利用されていないと認められる場合には、貸借 を解除する旨の条件
 - イ その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況に ついて、毎年、農業委員会に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を解除し、撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための 取決め
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (ィ) 原状回復の費用の負担者
 - (ゥ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め及び担保措置
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑥ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに (7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について、所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者

の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を町の掲示板への掲示により公告する。

(10)公告の効果

町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11)利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12)紛争の処理

町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後、借賃又は対価の未払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 山都町の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による 公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権 利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等に対し、相当の期限を定めて、必要 な措置を講ずべきことを勧告することができる。
 - ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
 - イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安 定的に農業経営を行っていないと認めるとき。
 - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれも がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。
- ② 町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、 農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。
 - ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより、これらの権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等が、その農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借 又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規程による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

- ③ 町は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画の うち取消しに係る事項を山都町の公報に記載すること、その他所定の手段により公告 する。
- ④ 山都町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

3 **農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる**区域の 基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係事業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、 土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営 活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められ る区域(1~複数集落)とするものとする。

なお、水田地域において施設園芸や果樹など利用形態が異なる農地がある場合など、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一つの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあったては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることもやむを得ないものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2) に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善

に関する事項

- カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款 又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、「旧 基本要綱」参考様式第6-1号の認定申請書を山都町に提出して、農用地利用規程 について山都町の認定を受けることができる。
- ② 町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切な ものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を山都町の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の状況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

- イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の 委託に関する事項
- ③ 町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認 定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件 のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
 - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利 用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の 委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地 について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体 が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認め られること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、 法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に 努める。
- ② 町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用

改善事業の実施に関し、熊本県県央広域本部上益城地域振興局農業普及・振興課、 農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構((公財)熊本県農業公社)等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合及び森林組合が行う農作業委託のあっせん促進その他の委託 を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で 必要な条件の調整を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の 組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金 の基準の設定
- キ 地域計画の実現に当たっては、担い手が受けされない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図ること。

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は,農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関 する事項

町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑 化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定める とともに意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

なお、研修等を通じて得られた人材については、法第12条の農業経営改善計画の認定 制度を積極的に活用することとし、その際、農業経営の改善を計画的に進めようとする農 業者はもちろん、新たに農業経営を開始する場合で、その意欲・能力から将来経営発展が 見込まれる者に対しても、制度の周知を図り、農業経営改善計画の作成に関する適切な助 言・支援を行うこととする。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 施設型農業の育成に関する事項

施設園芸については、国の行う補助金を活用したハウスのリース事業の実施の他、指導 チームの設置等初期投資の負担軽減を図る。

また、ゆとりある経営の確立に向けて、育苗センターの設置による野菜等の育苗作業の外部化を進め、併せて、指導チームによる省力機械・技術の導入など技術の高度化や経営管理の合理化、就業条件の改善に向けた指導を行う。畜産については、省力型飼養管理施設の整備や省力機械の導入を進め、特に、有機肥料の生産に向け堆肥舎の設置により完熟堆肥の生産を行う。又、糞尿処理施設の設置、指導チームによる経営体育成のための重点指導を実施する。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1)農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

- ① 町は、県下一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、 普及啓発活動等を行うことによって農地中間管理機構が行う事業の実施の促進を図 る
- ② 山都町、農業委員会、農業業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、 事業の協力を行うものとする。

(2)農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

町は、1から7に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア農業生産条件の整備

町は、農業生産基盤整備を促進し、水田の有効利用化を進めるとともに、効率的 かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ 農業農村の活性化

町は、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成 に資するよう努める。

ウ 水田営農活性化対策への積極的な取り組み

町は、水田営農活性化対策への積極的な取り組みによって、水稲作、転作を通じた望ましい経営の育成を図ることとし、転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて、農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等、望ましい経営の育成に努める。

エ 定住条件の整備

町は、地域定住促進対策事業、中山間総合整備事業の推進を図り、都市農村交流施設、農業集落排水事業等の実施により定住条件を整備し、農業の担い手確保に努める。

オ その他の施策の推進

町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(3)推進体制等

① 事業推進体制等

町は、農業委員会、熊本県県央広域本部上益城地域振興局農業普及・振興課等の職員、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を協力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、上益城地域担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、山都町は、このような協力の推進に配慮する。

8 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の5(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

熊本県新規就農支援センターや農業協同組合、山都地域担い手育成総合支援協議会 と連携しながら、就農相談を必要に応じて開催し、就農希望者に対し、町内での就農 に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。また、町内の農業生産 法人や先進農家等と連携して、農業高校や熊本県立農業大学校等からの研修の受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう 教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、上益 城地域農業振興協議会でジュニア農業体験学習助成事業の実施や、管内の青年農業者 とともに熊本県立農業大学校卒業前の就農相談対応などを行う。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した支援指導

「新規就農支援カード」を作成し、熊本県、山都町、農業委員会、指導農業士、農業協同組合と連携・協力してフォローアップを行う。技術研修の必要があれば、熊本県立農業大学校や熊本県新規就農支援センターを紹介、地域での研修や農地情報、空き家情報、就農相談があれば農業委員会、農業協同組合と協力して対応を行う。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランを活用し、地域計画の策定、話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために上益城地域新規就農者交流会への参加を促すとともに、山都町認定農業者協議会との交流の機会を設ける。また、商工会や農業協同組合とも連携し、直売所への出荷のためのアドバイスを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「新規就農者支援カード」を活用した指導に限らず、熊本県、山都町、 農業協同組合を構成員とする上益城地域農業振興協議会担い手育成部会連絡会議を開催し、新規就農者育成に向けた方針と事業を実施する。年度末には1年間の反省と情報の共有、次年度に向けた取り組みを検討する。また、関連機関との交流の促進、農業協同組合が運営する直売所への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機械の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については熊本県新規就農支援センター、山都 町や農業協同組合、山都地域担い手育成総合支援協議会、経営ノウハウについての習 得については、熊本県立農業大学校や熊本県新規就農支援センター、就農後の営農指導フォローアップについては、熊本県、山都町、農業協同組合、山都町認定農業者や指導農業士、農地の確保については農業委員会や農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

第6その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1この基本構想は、平成26年 9月 から施行する。
- 2この基本構想は、令和4年3月8日から施行する。
- 3この基本構想は、令和5年9月21日から施行する。

別紙1(第5の2の(1)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1)地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は畜産公社(農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)
 - 対象土地を農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。) として利用するため利用権の設定等を受ける場合 … 旧法第18号第3項第2号イに掲げる事項
 - 対象土地を農業用施設用地 (開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - …その土地を効率的に活用することができると認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農業生産法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)

- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定を受ける場合 …その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 …その土地を効率的に利用することができると認められること。
- (3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 …その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙2 (第5の2 (2) 関係)

I 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するための利用 権 (農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。) の設定又は移転 を受ける場合

で文いる場合			
①存続期間(又は残	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
存期間)			
1 存続期間は10年	1 農地について	1 借賃は、毎年農	1 農用地利用集積
(農業者年金制度関	は、農地法第 52 条の	用地利用集積計画に	計画においては、利
連の場合は10年、開	規定により農業委員	定める日までに当該	用権設定等促進事業
発して農用地とする	会が提供する地域の	年に係る借賃の全額	の実施により利用権
ことが適当な土地に	実勢を踏まえた賃借	を一時に支払うもの	の設定(又は移転)
ついて利用権の設定	料情報等を十分考慮	とする。	を受ける者は当該利
等を行う場合は、開	し、当該農地の生産	2 1の支払は、賃	用権に係る農用地を
発してその効用を発	条件等を勘案して算	貸人の指定する農業	返還するに際し民法
揮する上で適切と認	定する。	協同組合等の金融機	の規定により当該農
められる一定の期	2 採草放牧地につ	関の口座に振り込む	用地の改良のために
間)とする。ただし、	いては、その採草放	ことにより、その他	費やした金額その他
利用権を設定する農	牧地の近隣の採草放	の場合は、賃貸人の	の有益費について償
用地において栽培を	牧地の借賃の額に比	住所に持参して支払	還を請求する場合そ
予定する作目の通常	準して算定し、近傍	うものとする。	の他法令による権利
の栽培期間からみて	の借賃がないとき	4 借賃を金銭以外	の行使である場合を
10 年とすることが相	は、その採草放牧地	のもので定めた場合	除き、当該利用権の
当でないと認められ	の近傍の農地につい	には、原則として毎	設定者に対し名目の
る場合には、10年と	て算定される借賃の	年一定の期日までに	いかんを問わず、返
異なる存続期間とす	額を基礎とし、当該	当該年に係る借賃の	還の代償を請求して
ることができる。	採草放牧地の生産	支払等を履行するも	はならない旨を定め

4、1、 # 15 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1	上 口片冰去式压炼	カレナフ	フェのトナフ
なお、特定法人貸	力、固定資産評価額	のとする。	るものとする
付事業による場合に	等を勘案して算定す		2 農用地利用集積
は、第6の3の(1)	る。		計画においては、利
によるものとする。	3 開発して農用地		用権設定等促進事業
2 残存期間は、移	とすることが適当な		の実施により利用権
転される利用権の残	土地については、開		の設定(又は移転)
存期間とする。	発後の土地の借賃の		を受ける者が当該利
3 農用地利用集積	水準、開発費用の負		用権に係る農用地を
計画においては、利	担区分の割合、通常		返還する場合におい
用権設定等促進事業	の生産力を発揮する		て、当該農用地の改
の実施により設定	までの期間等を総合		良のために費やした
(又は移転) される	的に勘案して算定す		金額又はその時にお
利用権の当事者が該	る。		ける当該農用地の改
当利用権の存続期間	4 借賃を金銭以外		良による増価額につ
(又は残存期間) の	のもので定めようと		いて当該利用権の当
中途において解約す	する場合には、その		事者間で協議が整わ
る権利を有しない旨	借賃は、それを金額		ないときは、当事者
を定めるものとす	に換算した額が、上		の双方の申出に基づ
る。	記1から3までの規		き清和村が認定した
	定によって算定され		額をその費やした金
	る額に相当するよう		額又は増価額とする
	に定めるものとす		旨を定めるものとす
	る。		る。

II 混牧林地又は農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残 存期間) Iの①に同じ。 1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の近傍の混牧林地の造傍の混牧林地のでの混牧林地のでりでである。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地のでは、その農業用施設用地の借賃の額に比準して算定して、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近		in in the constraint well in depart of the			
ては、その混牧林地の 借賃の額、放牧利用 の形態、当事者双方 の受益又は負担の程 度等を総合的に勘案 して算定する。 2農業用施設用地に ついては、その農業 用施設用地の近傍の 農業用施設用地の借 賃の額に比準して算 定して、近傍の借賃 がないときは、その		②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還	
	Iの①に同じ。	地地の用方程案 に業の借頭質のの度し2つ用農賃定がに、特別を登りて、	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。	

傍の用途が類似する	
土地の借賃の額、固	
定資産税評価額等を	
勘案して算定する。	
3 開発して農業用施	
設用地とすることが	
適当な土地について	
は1の②の3と同じ。	

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間(又は残 存期間)	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	業の経営の受託に係る販売額(共済金を含む。)から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1 の場合におい	貸人」とあるのは「委託者(損失がある場合には、受託者という。)」と読み替える	I の④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
----------	----------	------------

土地の種類及び農 業上の利用目的毎に それぞれ近傍類似の 土地の通常の取引 (農地転用のために 農地を売却した者 が、その農地に代わ るべき農地の所有権 を取得するため高額 の対価により行う取 引その他特殊な事情 の下で行われる取引 を除く。)の価額に比 準して算定される額 を基準として、その 生産力等を勘案して 算定する。

農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われないときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。

なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取扱いについては農業者年金基金の定めるところによるものとする。